

藤久壽基次長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、おはようございます。今年の秋祭りは台風25号の影響で皆さん最後まで気を揉まれたと思います。災害もなくお祭りを終えることができました。それと、もう一つは訃報なのですが、委員の皆様方には事務局の方から連絡をさせていただきましたが、北条難波地区の中原委員が御逝去されました。心からお祈りを申し上げます。なお本日午後1時から葬儀がございます。私も総会が終わり次第、参列させていただいて、最後のお別れをしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから、第175回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の南委員、東中島地区の村上委員の2人をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、議案審議の中で地元委員から補足説明を願うため、興居島地区の山内推進委員、久谷地区の武智推進委員にも御出席いただいておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～12号、12件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年8月27日から9月25日までに専決処理した案件は6件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら6件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地4件1,692平米、商工業用地2件2,506平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年8月27日から9月25日までに専決処理した案件は26件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら26件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地19件1万1,412平米、商工業用地6件3,978平米、公的用地1件568平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三 主幹</p>	<p>まず、解除について、御説明させていただきます。</p> <p>解除とは、当事者の一方に債務の不履行がある場合に、相手方がそれを理由に契約関係を打ち切る、単独行為でございます。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、賃貸借の解除を行うために賃貸人から県知事あて農地法第18条第1項許可申請がなされたものでございます。</p> <p>申請人である賃貸人は、77歳で、妻76歳と2人で、農地約181アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>まず、賃貸借契約の内容でございますが、戦前からの契約で、いわゆる残存小作でございます。期間の定めのない契約となっております。</p> <p>賃貸人は、平成6年1月31日が原因日として平成26年に時効取得により申請地を取得しております。</p> <p>農地台帳上の賃借人は、昭和51年8月20日に死亡し、その後、小作権の相続手続きはされておられません。また、妻と子も既に亡くなっており、法定相続人は孫が2名と曾孫が2名いらっしゃいます。4名とも県外に在住でございます。</p> <p>次に、賃貸人が許可申請に至った経緯でございますが、申請人の自作地が隣接しており、耕作放棄地となっていたため時効取得以前より申請人が耕作をしておりました。</p> <p>小作権が付いていることは、最近まで知らなかったとし、調べたところ、小作地になっており、小作人の相続人に解約の申し入れをいたしましたが、曾孫2名は解約に応じるとの回答がありましたが、孫2名は耕作の意思は無く、小作料の支払いもしないが、離作補償を請求するとの回答であったため、やむなく、契約の解除の申請を行うものとしております。</p> <p>以上が本申請の概要でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が賃貸借契約の解除をするための農地法第18条許可申請であり、</p>

	<p>同条第2項各号に該当しなければ許可してはならないと規定されております。</p> <p>その農地法第18条第2項各号には、第1号、賃借人が信義に反した行為をした場合、第2号、その小作地を農地以外のものにすることを相当とする場合、第3号、賃借人の生計と賃貸人の経営能力等を考慮して、賃貸人がその小作地を耕作するいわゆる自作地相当の場合、第4号、賃借人が農地中間管理権の取得に関する勧告を受けた場合、第5号、農地所有適格法人が要件を欠いた場合、第6号、その他正当の事由がある場合、と規定されています。</p> <p>その中で、本件でございますが、賃貸人が平成6年以前から耕作し、法務局においても民法上の時効を認め、時効取得による所有権移転をしております。また、賃借人は平成6年以降一切耕作をしておらず、小作料も未払いであり、第1号の『賃借人が信義に反した行為をした場合』に該当するように思われます。</p> <p>なお本件は、県許可の案件でございますので、久谷地区の地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続きまして所在地であります、久谷地区の池田委員から補足説明をお願いいたします。</p>
池田 友邦 委員	<p>それでは御説明させていただきます。</p> <p>詳細については先程事務局から詳しい説明がありましたが、小作人の相続人は地元に住居しておらず、小作地を耕作してないため、小作料の授受がないとの地主の主張も事実と思われまます。</p> <p>また、法務局も時効取得による所有権移転を認めており、よって契約解除もやむなしとの判断になった訳ですが、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第3号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について原案のとおり承認することに御異議等ございませんか。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、本件は県許可分でございます。意見を付して直ちに県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三 主幹</p>	<p>では、お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、14番、15番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、平成30年8月2日に設立された農地所有適格法人でございます。この度、申請地を借り受け、新規で農業経営に参入しようとするものでございます。なお、本案件は、新規に農業経営に参入しようとする案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、譲受人は、農地約96アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、4番は、譲受人が夫婦でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約60アールを耕作する農業者でございます。この度、それぞれ、父親より申請地の贈与を受け、農業に精進するとしております。</p> <p>5番、譲受人は、農地約57アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>6番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>7番、譲受人は、東温市に在住で、農地約39アールを耕作する農業者でございます。この度、遺贈により申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、農地約457アールを耕作する農業者でございます。この度、自</p>

作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約177アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約44アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、12番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約50アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、農地約227アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図り、農業に精進するものでございます。

16番、本人保留でございます。

17番、譲受人は、農地約36アールを耕作する兼業農家でございます。この度、共有地である申請地の持分を全て取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18番、譲受人は、農地約242アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

19番、譲受人は、農地約170アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与及び小作地解放により取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

20番、譲受人は、農地約245アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

21番、22番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

23番、譲受人は、農地約211アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

<p>渡部泰明会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、続きまして地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、1番及び14番、15番は、新規農業の案件でありまして、併用案件となっておりますので一括して進めたいと思います。まず1番の所在地が伊台地区ですので、湯山地区の山下委員からお願いいたします。</p>
<p>山下武則委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、伊台地区で里芋やレモンを生産し、新規の農業経営を軌道に乗せていきたいとし、新たに農地を借り受け、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、合同会社の役員をはじめとした組織的な体制により、営農を行うとのことであり、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、14番、15番の所在地が、浅海地区であります。河野地区の中川委員お願いします。</p>
<p>中川均会長代理</p>	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、浅海地区でレモンや甘平を生産し、新規の農業経営を軌道に乗せていきたいとして、新たに農地を借り受け、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査については、1番で御説明したとおりでございますので、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p>

	<p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>次にこの3件の住所地が朝美地区でありますので、余土地区の森委員からお願いいたします。</p>
森 映 一 委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>譲受人は、市内に本店を構える農地所有適格法人であります。所在地は御覧のとおり浅海地区でございます。審査内容については伊台地区および浅海地区で言われましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、6番は新規農業の案件であります。まず、所在地が久谷地区ですので、池田委員お願いします。</p>
池 田 友 邦 委員	<p>本件譲受人は、新規に農業経営を開始するものでございます。農業に対する意欲も十分に見受けられ、耕作意欲も十分に感じられます。また、周辺の農地や隣接する幼稚園への配慮もするとのことであったためこれを了承しました。</p> <p>なお、本会での審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>6番の住所地が、味生地区でありますので、森山委員お願いします。</p>
森 山 邦 雄 委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、新規に農業経営を開始するものでございます。父親が所有していた樹園地で、子どもの頃に、手伝いをしていたことから、自分も農業に励みたいとしており、耕作意欲も十分に感じられましたので、これを了承しました。</p>

渡部 泰明 会長	<p>なお、本会での審議をよろしく願いいたします。</p> <p>次に、21番、22番は新規農業の併用案件であります。この2件はいずれも所在地が東中島であります。なお、住所地はいずれも西中島でありまして、2件あわせて東中島地区の村上委員からお願いします。</p>
村上 博明 委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、農業次世代人材投資資金、青年給付金を活用し、新規に農業経営を開始するものでございます。祖父から営農指導を受けながら、農業に励みたいとしており、耕作意欲も十分に感じられましたので、これを了承しました。</p> <p>なお、本会での審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして事務局並びに地元委員から補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。</p>

	<p>1 番、本件申請人は、現在、市内萩原に居住しておりますが、現居宅の老朽化に伴い、新たに、本申請地へ個人住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、建築後、現居宅は倉庫として利用するとしております。</p> <p>本申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要であり、また、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番及び2 番は、1 番は単独で、2 番は1 番申請者と別の申請者が共同で同一事業を実施する案件ですので、一括して御説明いたします。</p> <p>本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございますが、この度、事業拡張のため、日当たりの良い本申請地を賃借し、太陽光発電施設並びに一部施設管理用駐車場を設置したいとしております。</p>

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地並びに市役所五明支所からおおむね 500 メートル以内にある農地であることからすべて第 2 種農地と判断されます。

なお、1 番の実測合計面積は 1,802 平米、2 番の実測面積は 4,101 平米で、登記簿面積と著しく相違していることから、本件は、申請面積が 3,000 平米を超える案件として、今月 29 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど一括して地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3 番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、この度、太陽光発電事業を行うこととなり、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、建築工事を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場が手狭で、何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を賃借し、コンパネ、パネル、作業車等の露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は夫婦で、現在、両親の旧住宅に居住しておりますが、この度、新たに生活の本拠を構えることとなり、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月 29 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

6 番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

	<p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>7番、本件受人は、各種社会福祉事業を行う社会福祉法人でございますが、既存の駐車場が手狭で何かと支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、39台分の露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。1番と2番は併用案件であります。所在地が五明地区であります。湯山地区の山下委員、お願いいたします。</p>
山下 武則 委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、太陽光発電を主体とする事業を営む法人であります。今般、太陽光発電により売電事業を行い安定した収入を得るため、申請に至ったもので、隣接農地への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、7番は所在地が久谷地区であります。池田委員、お願いいたします。</p>
池田 友邦 委員	<p>本件譲受人は、中野町で知的及び身体障がい者の支援を主な業務とする社会福祉</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>法人であります。</p> <p>既存敷地内で、入所者と車が接触事故を起こしそうなことがあったため、敷地内の車を敷地外に駐車し、事故を防ぎたいと申請に至ったものであります。</p> <p>また、隣接農地への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本会での審議をよろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち1番と2番、及び5番につきましては愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成30年度第7号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山 剛 主査</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件14件の内、賃借権の設定は3件、使用貸借権の設定は10件、所有権の移転は1件で、設定総面積は、3万4,135平米です。</p> <p>その内訳は、新規が13筆、更新が17筆、再設定が1筆、売買が1筆となっております。</p> <p>なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回</p>

の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号3、番号4と19ページの番号7の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。

19ページの番号8の譲受人は、約104アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号10の譲受人は、約127アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号11と番号12、20ページの番号13の譲受人は、約417アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権と賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

21ページの番号14の譲受人は、約761アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成30年10月15日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第7号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第19条第3項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>議案第8号では、利用権設定した農地を農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>なお、意見を求められた農地は、全部で97筆、総面積は、9万5,764平米で、設定する権利は、賃借権と使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が中間管理機構へ提出し、中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は平成30年12月11日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

<p>片山剛主査</p>	<p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは御説明させていただきます。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので農地の利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>番号1～3の農地につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>また、以上の農地は地区の委員に確認してもらっています。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま議案第9号について事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>[異議なしと呼ぶ者あり]</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年8月27日から9月25日までに専決処理した案件は10件で、届出内容</p>

	<p>は議案記載のとおりでございます。これら 10 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 11 号、「非農地証明願について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。少し長くなりますがよろしく申し上げます。</p> <p>本件は、本件申請地の所有者から、他の山林に併せて申請地を取得した本件申請代理人が、法務局へ所有権移転登記申請を行ったところ、申請地のみ地目が農地なので、農業委員会の非農地証明が必要と言われたことから、松山市農業委員会に、現況証明申請書を提出してきたものです。</p> <p>最初に、配布している本件に関する資料の説明をいたします。左上を閉じた資料を配布させていただいておりますが、まず、現況証明申請書の写し、位置図、現況写真 4 枚、愛媛県が定めた非農地証明取扱要領、国の定めた農地利用状況調査に伴う非農地判断の基準ですので、それぞれ参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、状況を説明いたします。</p> <p>まず、代理人の申し立ては、申請地は農用地ではなく、かなり前より耕作放棄し非農地化しており、道もなく、塩水もかぶり、全く耕作できないのでその証明をし</p>

てほしいということでした。

それに対し、最初事務局は、持参した写真を見る限りでは、農地性をなくしてしまっているようにまでは見えず、耕作条件も耕作放棄する前と変わっていないはずであり、難しいと答えましたが、納得せず、どうしても申請するという事で、今回の申請になったものでございます。

そこで、9月21日に、青井委員、山内推進委員、若江局長、私、渡部主幹、簗島主事で現地調査を実施しました。ちなみに現地へ直接行くための道路はなく、引き潮時に、配布資料の写真1番の右端から申請地まで海岸を数百メートル歩いて行ったところでございます。

現地は、海岸端に位置し、木と草の中間的植物で全面覆われており、隣接地は急傾斜の山林で、大木の枝が申請地の上へ押し寄せており、灌水施設はなく、道路や通路は何もなく、現地へ行くには、干潮時に海岸端を歩くか、船で行くかしか方法はない状況です。満潮時は、境界まで海水がせまり、少し波が高ければ海水を被ることになると思われま。

また、農業機械等を導入することは無理であり、最初、写真のみで協議した時とは違い、耕作に対しては、かなりの悪条件が重なっていると思われ、本件については、農地の荒廃状況の判断とともに、国の定めた農地利用状況調査に伴う非農地判断の基準の具体例②の周辺の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものは非農地判断するという基準に該当するのではないかと思われま。

以上、現地の状況等を御説明いたしました。本申請地は、非農地証明が適当かどうか、御協議及び御判断をお願いいたします。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第11号につきまして事務局から説明がありました。次に所在地であります山内推進委員から補足説明をお願いします。

山内耕太郎推進委員

それでは御説明いたします。

9月21日に、青井委員と山内、事務局職員で、現地調査を行いました。場所は、興居島の泊町、黒崎でございます。現地は海岸端に位置し、木と草の中間的植物で

	<p>全面覆われており、隣接地は急傾斜の山林で、道路はなく、現地へ行くには、干潮時に海岸端を歩くか船で行くしか方法はない状況でございます。農地に復元するための農業機械を導入することは無理であり、耕作に対してはかなりの悪条件が重なっていると思われます。たとえ農地として復元することができたとしても継続的に耕作をすることはできないと思われます。</p> <p>以上を鑑み、地元委員としましては、農地性がないと判断しました。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま議案第 11 号につきまして、事務局ならびに地元委員から説明がございました。そのなかで非農地であるとの感触であったというような話もありました。本件について非農地判断でよろしいでしょうか。御異議等ございませんか。</p> <p>〔異議なしと呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、非農地として原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に議案第 12 号「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」議案といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本議案は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査にて、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地について、松山市が農業委員会に対し判断を求めてきたものです。</p> <p>本件に関する事務処理については、農林水産省経営局長通知に、その手続きや判断基準が定められています。</p> <p>事務手続きについては、まず、松山市から農業委員会に対して、農地に該当する</p>

か否かの判断依頼がされます。

続いて、農業委員等による現地確認を行った後、対象地が農地に該当するか否かについて、総会の議決で判断します。

そして、総会で「農地に該当しない」旨の議決がされると、松山市に対してその旨を回答するとともに、各所有者に対して非農地通知を发出し、併せて法務局、県、関係機関に非農地一覧を送付します。また、農地でなくなるわけですから、農地台帳から対象地を削除します。

以上が農林水産省経営局長通知に基づいて実施する事務手続きの概要です。

一方、農地に該当するか否かの判断基準については、同通知に「耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、例えば、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備が今後計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、またはその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合」は、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当する、とされています。

なお、この判断基準は、農林水産省経営局長及び農村振興局長通知「農地法の運用について」の内容とも一致しています。

また、先ほど第11号議案の御審議の際に参考資料としてお配りしている再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に関する農水省が作成した資料も参考にいただければと思います。

今回、松山市から判断の依頼があった対象地は、議案書記載の21筆です。

なお、これら21筆は、全て農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地ですが、青地農地に対して非農地であると判断したとしても問題がない旨、愛媛県農政課に確認済みです。

現況については、お手元の現地調査の際に撮影した写真をまとめたカラーの資料をお配りしていますので御覧ください。

1ページから3ページは、上空から撮影された写真で、対象地の位置が御確認いただけるかと思います。

対象地の状況については、4ページ目の写真1から最後のページの写真12までに取りまとめております。

	<p>今回判断を求められている対象地は、久谷地区の窪野町にありますので、久谷地区の平岡委員と武智推進委員には、事務局も同行して9月11日に現地調査を実施していただきました。</p> <p>なお、農地に該当するか否か、事務局が積極的に関与することは好ましくないため、事務局の所感を述べることは控えさせていただきます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。本案件につきましては、久谷地区の平岡委員と武智推進委員が現地調査を行っていますので、代表して武智推進委員から補足説明をお願いいたします。</p>
武智淳一推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、9月11日に、平岡委員と事務局職員で、現地調査を行いました。場所は、坂本の窪野町で、北谷と言う集落でございます。久谷地区は、東に東温市、西に砥部町、南に久万高原町と隣接し、松山市の最南端でございます。最近では、圃場整備をした農地の法面や田んぼの畦に彼岸花が群生し、少し前までは、カメラを持った方々が多く訪れていました。</p> <p>さて、現地の状況でございますが、まず、農地性があると判断した農地は、番号で言いましたら、21番は、セイタカアワダチソウなどの雑草が繁茂し、22番につきましても、主につるが繁茂しているだけであり、2筆とも雑木は生えていませんでした。この2筆は、耕せばすぐ耕作可能と思われることから、農地性があると判断いたしました。</p> <p>続いて、非農地と判断したのは、残りの全ての農地でございます。現地は、雑木が繁茂し、農道も倒木のため進入できない箇所や入口に木が生い茂り進入できない状況でございました。すぐ近くまで行きましたが、中に入れなかったため、周辺から見渡しましたが、農地性があるような所も見えず、雑木などに覆われ、周辺の山林と一体化しているよう見受けられました。農地に復元するには、大型の重機を利用しても、かなり時間と費用がかかるように思われます。</p>

ておりました。その後国の基準が変わりましたので 20 度の傾斜を超える農地も現在調査を進めているところでございます。

期間につきましては、国の補助金でできるのが 3 カ年、3 年度ではなく 3 カ年で済むので、今年、平成 30 年度、それと平成 31 年度、そして平成 32 年度の 3 カ年で事業を完了するというような形になっております。

そして現地の測量を行って、また設計をして、補助金の請求をするというような形になるんですけども、設計の方がかなりの数があるらしく、当初設計していてもどんどん想定と違った金額に変わっていくらしいです。それにつきましても国の補助金の範囲内でなんとかやりくりするような形で農林土木課の方で進めていくということでございます。

なお、この申請につきましては地元の改良区の方から市の農林土木課の方に申請をあげていただくというような形になっておりまして、費用負担については受益者負担ということで 10% の負担が必要ということでございます。例えば復旧するのに 600 万円の工事費がかかる場合は 60 万円の負担金が発生するというような形でございます。

そういうことで事業の方を進めているのですが、7 月末時点までが締め切りになっていたようでございます。それにつきましては中島の方からもかなり申請があがっているということなので、今現在調査をして、設計をして、それから国の査定を受ける段階で順次事業の方が進められるということで聴いております。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま中島地区における前回の質問が出ておりました災害復旧についての市の方針の説明がありました。このことに関してでもよろしいし、その他の全般でも結構ですが、委員方、何か御意見、御質問等ございましたら、御発言いただけたらと思います。

なければ事務局から連絡事項がございますのでお願いします。

片山 剛 主査

失礼します。

連絡事項ですが、来月の総会が11月9日、時間は同じく10時30分からこの会議室の方で開催予定でございますのでお願いいたします。

以上です。

渡部泰明会長

それでは、以上で、第175回総会を閉会いたします。

藤久壽基次長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時30分閉会